

平成 22 年 7 月 1 日
沖縄総合事務局
農林水産部林務水産課

沖縄周辺海域における台湾漁船の^{だほ}拿捕について

沖縄総合事務局では、水産庁と協力し、近年、沖縄周辺海域において多発する台湾漁船による違法操業に対して警戒を強めていたところ、7月1日、台湾はえ縄漁船を漁業主権法違反（無許可操業罪）で拿捕しましたので、お知らせします。

なお、本年の沖縄総合事務局による外国漁船の拿捕は2件目となります。

6月30日、水産庁漁業取締船「白竜丸」（1,299トン）が、沖縄県島尻郡北大東村黄金山151所在北大東島灯台南東約189kmの我が国排他的経済水域（EEZ）において、台湾はえ縄漁船「漁津136号（ユイチン136ハオ）」に対し立入検査を行ったところ、北大東島灯台から約187km（北緯24度51.1分、東経132度41.7分付近）の我が国EEZ内に漁具を敷設し、我が国の漁業許可を受けず操業を行っている事実を確認した。

このため、沖縄総合事務局は、那覇簡易裁判所に逮捕状請求を行い、逮捕状の発付を受け、7月1日午前4時13分、同船船長で台湾出身の邱添池（チオウ テンチ）（56歳）を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）で逮捕した。

現在、沖縄総合事務局と水産庁が合同で捜査を進めているところである。沖縄総合事務局では、今後とも水産庁と協力して厳正な取締りを実施していく。

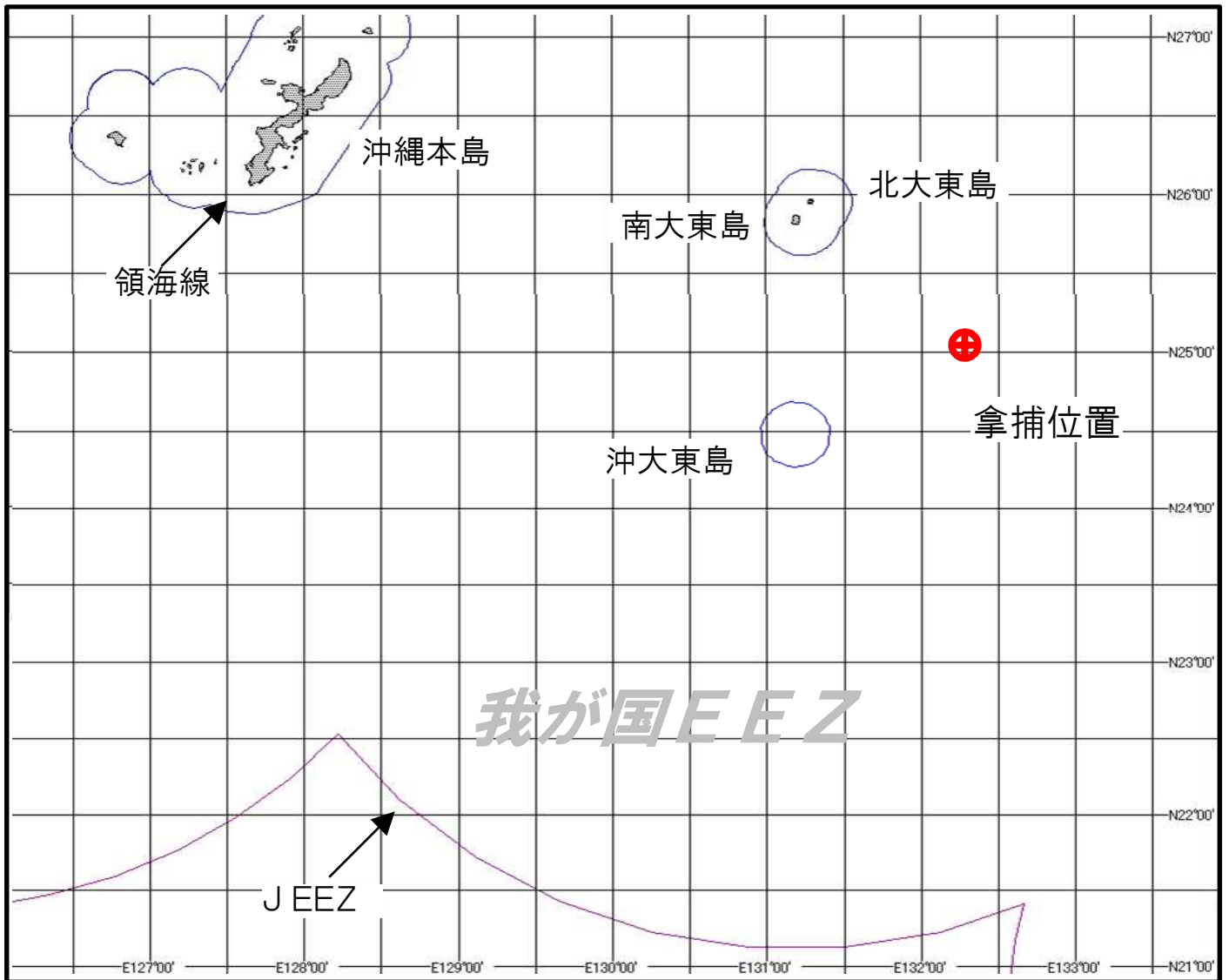
本件に係る概要は、以下のとおり。

記

- 1 被 疑 者：邱添池（チオウ テンチ）56歳
- 2 被 疑 船：漁津136号（ユイチン136ハオ）
（はえ縄漁船、総トン数：49.86トン、被疑者を含む8人乗船、船籍港：南方澳漁港^{なんほうおう}）
- 3 違反内容：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）の疑いで通常逮捕

問合せ先：沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
担当者：大田 浩二、勢理客 安彦
代 表：098-866-0031（内83520、83531）
直 通：098-866-1674
カラー写真の提供可能

台湾はえ縄漁船「漁津136号」拿捕位置概略図



漁津136号(ユイチン136ハオ)写真



立入検査中の漁津136号



漁津136号の後方に見えるのは、水産庁漁業取締船